

原子力規制委員会委員長

田中 俊一 様

資源エネルギー庁長官

高原 一郎 様

**東京電力株式会社福島第一原子力発電所の
廃炉に向けた安全かつ着実な取組に関する
緊急要望書**

平成25年4月8日

福島県知事

佐藤 雄平

東京電力福島第一原子力発電所については、3月18日に停電トラブルにより、1・3・4号機使用済燃料プールや共用プールの冷却設備等が停止し、復旧の見込みを示さない中で、各種設備の停止状態が長く続き、県民に大きな不安を与える事態となった。

また、4月5日には、この停電トラブルに関する対応への取組の中で、3号機使用済燃料プールの冷却設備が再び停止する事態となった。

さらに、同日、汚染水を保管する地下貯水槽から外部への漏洩が確認され、7日には、別の地下貯水槽でも漏洩が確認されるなど、地下貯水槽そのものの健全性について疑念が持たれている。

これらの一連のトラブル発生は、東京電力のリスク管理や安全対策に関する認識の甘さによるものと言わざるを得ない。

福島第一原子力発電所の廃炉に向けた安全かつ着実な取組がなされることが、本県の復興の大前提であり、このようなトラブルが短期間に連続して発生することは、極めて遺憾である。

国においては、「廃炉対策推進会議」を発足させ、中長期ロードマップの取組を見直し、加速化させるとの方針を示しているが、安全かつ着実な実施の観点からロードマップの必要な見直しを行うとともに、国の東京電力に対する安全監視体制を一層強化する必要がある。

このようなことから、次の点について強く要望する。

1. 事故の完全収束に向け、中長期ロードマップに基づく取組を安全かつ着実に進めること。

また、最近、トラブルが多発していることから、国においては、東京電力の取組に対する監視体制を強化し、厳しく監視していくこと。

2. 東京電力に対し、あらゆるリスクを洗い出し、作業の安全性向上と確実な作業管理のための対策を講じるよう求めるとともに、国の責任においてしっかりと確認すること。

3. 汚染水の漏洩については、早期に環境への影響を調査し対策を講ずるなど、汚染水対策に万全を期すこと。

また、中長期ロードマップにおいて汚染水の処理計画について必要な見直しを速やかに行うこと。

4. 中長期ロードマップに基づく取組の進捗状況や今後の取組を県民に分かりやすく説明し、県民の不安の解消に努めること。

福島県復興計画（第2次）

～未来につなげる、うつくしま～

平成24年12月

福島県

Ⅱ 基本理念

復興計画は、復興ビジョンで掲げた以下の基本理念の下に復興を進めるものとする。

1 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり

- 「脱原発」という考え方の下、原子力に依存しない社会を目指し、環境との共生が図られた社会づくりを推進。このため、国及び原子力発電事業者に対し、事故の完全収束を求めるとともに、県内の原子力発電所についてはすべて廃炉とすることを求める。
- 地域でエネルギー自立を図る多極分散型モデル、経済的活力と環境との共生が両立するモデルを提示。
- 何よりも人命を大切にす。
- 環境放射線モニタリングの徹底・除染対策、産業・生活基盤の迅速な復旧により、安全・安心なコミュニティと持続的に発展しうる産業を再構築。
- ハード・ソフト両面で様々な手段を重層的に確保し、万一の際に対応できる、安全で安心な社会を構築。
- 人口減少・超高齢社会に全国に先駆けて的確に対応。
- 放射性物質による影響から長期にわたって県民の健康を守るほか、さらに一歩進んで全国に誇れる健康長寿の県づくりを推進。

2 ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興

- 全県民が今回の災害を自らのものとして受け止め、「ふくしま」全体で支えあい、復興を推進。
- 県民一人一人の生活基盤の再建が復興の基本であり、復興の主役は住民。
- 復興の主体は、地域や市町村。
- 県民、企業、民間団体、市町村、県など、あらゆる主体が力を合わせる。
- 本県の復興は、国内外の他地域の復興などに積極的に寄与するものと位置づけ。
- 国内外でふくしまを愛し、ふくしまに心を寄せるすべての人の力を結集。
- 原子力災害に関して国が全面的責任を負うべきであり、国による財政的、法的バックアップを求める。

3 誇りあるふるさと再生の実現

- 本県に脈々と息づく地域のきずなを守り育て、世界に発信。
- すべての県民がふるさとで元気な生活を取り戻すことができた日にこそ、ふくしまの復興の第一歩が記されるという思いを県民すべてが共有。
- 地域のきずなが一層高められたコミュニティづくりを着実に推進。
- 子ども・若者たちが誇りを持つことのできるふくしまの再生。

3 原子力災害対応

（1）原子力災害の克服

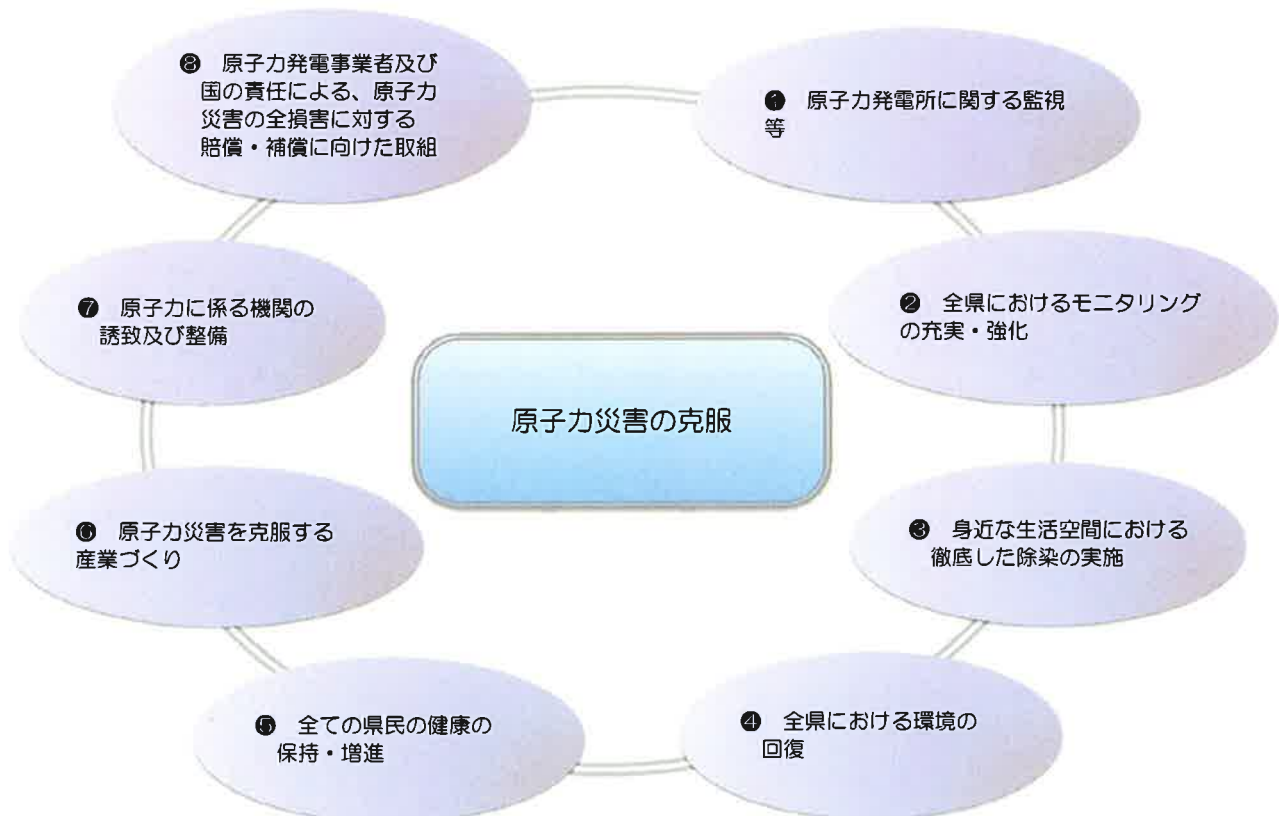
原子力災害が進行中であり、本県は深刻な影響を受け続けていることから、本県の復興に当たって原子力災害対策が極めて重要な位置を占める。また、原子力災害による影響は、環境、健康、産業、教育などあらゆる分野に及ぶとともに、世代を越えて長期にわたることが想定される。

本県は、原子力に依存しない社会を目指しており、国及び原子力発電事業者に対し、県内の原子力発電所についてはすべて廃炉とすることを求める。廃炉が完了するまで、国及び原子力発電事業者の責任の下、廃炉作業が安全に進められ、原子力関連施設及び周辺地域の安全性が確保されなければならない。なお、本県を放射性廃棄物の最終処分場としない方針を堅持する。

国及び原子力発電事業者は、原子力発電が安全であるとして国策として推進してきた責任、汚染された土壌、水などを元の状態に戻す責任、そして、原状回復に至るまでの間に生じる損害についての責任があり、これらを全うすることを強く求める。

本県は、この難局を乗り越え、すべての県民が安全で安心して暮らすことのできる社会を目指すため、環境回復についての研究拠点や放射線影響に関する医療拠点を整備し、除染を進めるとともに、健康第一の考え方を前面に打ち出し、全国にも誇れるような健康長寿県を目指す。

さらに、原子力に係る国際的機関の誘致を含め、世界最先端の知見・頭脳を本県に招致し、事故後の原子力発電所の安全の確保とその監視に取り組んでいく。



福島県内の原子力発電所全基廃炉の決定と原発に依存しない社会の
構築・再生可能エネルギーの利用拡大を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故を契機に、我が国のエネルギー政策は大きな転換を迫られている。特に、原発事故被災県である当県においては、2年が経過した今なおその被害に苦しんでいる。全ての国民が原発のリスクから解放され、あわせて低廉で良質な電力が安定的に供給されることにより安心して生活できるようにすることが、政府における使命であり、課題である。

当県は「原子力に依存しない県づくり」の理念のもと、「再生可能エネルギーの先駆けの地」として復興を成し遂げるべく、県民一丸となって取り組んでいる。その中でも、平成23年9月定例会において、「福島県内のすべての原発の廃炉を求める請願」を採択し、改めて当県の明確な意思を表明したところである。

しかしながら、東京電力からも政府からも、いまだに明確な方向性が示されておらず、原子力災害に苦しむ県民は不安を募らせている。

政府においては、福島復興再生特別措置法第1条に「原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任」と明記されているように、当県の原子力災害からの復興と、県民が求める安全で安心な暮らしを実現するためにも、県内原発全基廃炉を早急に決定する責任がある。

さらに、「脱原発」によるエネルギー政策の転換を図り、新しいエネルギー社会構築の柱となる再生可能エネルギーの導入や新たなシステムの構築について、責任をもって財源の確保や技術提供などに努めなければならない。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 国の責任において、当県内の原子力発電所の全基廃炉を早急に決定すること。
- 2 再生可能エネルギーの利用の飛躍的拡大を図るため、税制、補助金、規制緩和、技術革新、国民への意識啓発について、特段の配慮を行うこと。
特に、当県復興のカギとなる「再生可能エネルギーの先駆けの地」の実現に向けて、財源の確保と技術提供を確実にを行うこと。
- 3 家庭・施設における太陽光、蓄電池、燃料電池は、分散型の新たなエネルギー社会の構築に向けた重要な電源要素であることから、その技術開発と普及に向け万全の支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月25日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
経 済 産 業 大 臣
復 興 大 臣

福島県議会議長 斎 藤 健 治